

## 広島県告示第515号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和元年8月5日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県呉市天応塩谷町1番6号 中国化薬株式会社 代表取締役社長 神津 直
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県江田島市江田島町小用五丁目1番1号 中国化薬株式会社 江田島工場

### 2 申請の内容

10-イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設1基、10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設1基及び10-ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設1基を廃止後、24-イ 化学肥料製造業の用に供するろ過施設1基を設置する。また、48 火薬製造業の用に供する洗浄施設2基及び汚水等処理施設1基の使用の方法を変更する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 10-イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設1基 廃止

(その2) 10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設1基 廃止

(その3) 10-ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設1基 廃止

(その4) 新設

種	類	24-イ 化学肥料製造業の用に供するろ過施設 (19 ろ過槽 (カルシウムイオン水 (農業用) 製造))
---	---	---

能		力		Caイオン水のろ過 2,000 L/日		
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		工事着工1日後			
	使用開始予定年月日		完成後直ちに			
使用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時～17時, 3時間/日 (季節的変動なし)			
	項目		通常	最大		
排出される汚水の状態	等	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		4.0	8.0	
		化学的酸素要求量		37.5	40.0	
		(単位: mg/L)	浮遊物質		2.0	17.0
			窒素含有量		1.0	2.0
			燐含有量		1.0	2.0
法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		2.05	2.15		
	汚水等の排出先		総合廃水処理場			

(その5) 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設2基 (㊸ろ過槽 (RDX 製造) ) 使用の方法 変更

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

		HMX製造の場合 (変更前)	HMX製造の場合 (変更後)
種		総合廃水処理場	
工期等	工事着手予定年月日	-	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	-	工事着工後1日後
	使用開始予定年月日	-	完成後直ちに

使用 方法	汚水等の 処理前 の汚染 状況	項 目	通 常		最 大		通 常		最 大	
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		化学的酸素要求量	41.1	40.0	50.8	47.0	41.6	40.0	51.4	47.0
		窒素含有量	73.6	17.5	94.3	36.0	73.5	17.5	94.0	36.0
		燐含有量	2.08	2.00	4.17	4.00	2.07	2.00	4.15	4.00
		アンモニア, アンモ ニウム化合物, 亜硝 酸化合物及び硝酸化 合物	73.6	17.5	94.3	36.0	73.5	17.5	94.0	36.0

(その2) 変更

		RDX製造の場合 (変更前)				RDX製造の場合 (変更後)				
種 類		総合廃水処理場								
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				工事着工後1日後				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				完成後直ちに				
使用 方法	汚水等の 処理前 の汚染 状況	項 目	通 常		最 大		通 常		最 大	
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		化学的酸素要求量	41.1	40.0	50.8	47.0	41.6	40.0	51.4	47.0
		窒素含有量	73.6	17.5	94.3	36.0	73.5	17.5	94.0	36.0
		燐含有量	2.08	2.00	4.17	4.00	2.07	2.00	4.15	4.00
		アンモニア, アンモ ニウム化合物, 亜硝 酸化合物及び硝酸化 合物	73.6	17.5	94.3	36.0	73.5	17.5	94.0	36.0

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年8月5日から令和元年8月26日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課並びに江田島市市民生活部地域支援課